

《会計・税務の知識》

医療法人と税務

医療費抑制の議論も絡め、医師不足や医療の地域間格差といった問題が注目されています。

今回は、このような背景のもと、医療法人について主に、税務の観点から記載します。

1. 医療法人とは

医療法人とは、病院、医師若しくは歯科医師が常勤勤務する診療所又は介護老人保健施設の開設を目的とする社団又は財団であり、医療法の規定により法人化したものをいいます。医療法人の大部分が社団ですので、以後社団を前提としています。

(1) 医療法人の区分

医療法人は、一般的に次のように区分されます。

出資持分なし	a. 医療法人(基金拋出型医療法人含む)
	b. 特定医療法人
	c. 社会医療法人
出資持分あり	d. 経過措置型医療法人
	() 出資額限度法人 () 持分あり医療法人

平成19年の医療法改正により、平成19年4月以降設立できる医療法人は、aからcの医療法人のみで、出資持分の定めのない医療法人しか新たに設立できません。また、現在ある出資持分の定めのある医療法人は、当分の間、「経過措置型医療法人」として存続しますが、いずれ廃止される見込みです。

平成21年3月末現在では、経過措置型医療法人が、医療法人(財団除く)全体のうち96%と大部分を占めている状況です。

(2) 各医療法人の内容

出資持分の定めのある医療法人

出資持分の定めのある医療法人のうち、d()「持分あり医療法人」は、解散時の残余財産が払込済出資額に応じて分配されます。このため、出資額を超えて分配される場合もあり、非営利性を原則とする医療法人の形態としてはそぐわないものと考えられています。d()「出資額限度法人」は、解散時の残余財産が出資額を超えて分配されない医療法人です。

出資持分の定めのない医療法人

出資持分の定めのない医療法人のうち、b.「特定医療法人」とは、租税特別措置法に基づく持分の定めのない医療法人であって、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著

しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたものをいいます。

また、c.「社会医療法人」とは、救急医療のための設備を備えている等一定の要件に該当するものとして、都道府県知事の認定を受けたものをいいます。

特定医療法人や社会医療法人のメリットとして、税務上の優遇措置が設けられていることが挙げられます。

さらに、社会医療法人は、一定の収益業務が実施可能であること、社会医療法人債の発行が可能となるというメリットもあります。社会医療法人となるためには特定医療法人よりも厳しい要件が課されています。

2. 特定医療法人の税務

医療法人は、法人税法上の普通法人に該当します。このため、各事業年度の所得に対して原則30%の法人税率が適用されます。

一方、租税特別措置法に基づく特定医療法人として国税庁長官の承認を受けた場合には、法人税率が原則22%となる軽減措置が設けられています。

3. 社会医療法人の税務

社会医療法人は、法人税法上公益法人等に該当します。このため収益事業を行う場合にかぎり法人税の納税義務が生じ、収益事業から生じた所得について法人税が課されます。適用される法人税率は、原則22%の軽減税率です。

社会医療法人の行う業務の法人税法上の扱いは、次の通りです。

業務	法人税法上の扱い
収益事業以外	非課税
医療保健業(附帯業務は除く)	
医療法第42条に基づいて行う附帯業務	収益事業として原則22%課税
一定の収益業務	

さらに、社会医療法人の一般の寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%相当額(年200万円に満たない場合には年200万円)となります。

なお、社会医療法人がその収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして損金算入限度額の計算を行います。